

令和9年度園芸用ハウス整備事業費補助金 予算要望調査について

四万十町では、施設園芸農業の一層の振興を図るため、園芸用ハウスの整備等に要する経費に対して支援をしています。

つきましては、**令和9年度の予算編成**に当たり、要望額を把握したいので申請を希望される農業者の方は下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。**なお、要綱改正により事業内容は変更となる可能性があります。**

事業内容・補助率

事業区分	受益者	補助対象限度額 (10aあたり)		補助率	要件等	実施主体	お問い合わせ先
		一般 ハウス	軒高・ 高強度 ハウス				
新規就農	・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者等	1,100 万円	1,400 万円	15分の11	・既存ハウスを取り壊す場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化及び既存面積と同等以上のハウス等の整備であること ・10アール以上のハウス等の整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと	JA	お近くのJA
高度化	・就農開始から5年を経過しており、規模拡大を図る農業者 ・既存ハウスの高度化を行う農業者			12分の7			
法人化	・法人化しようとする農業者 ・法人化して2年以内の農業法人			15分の11			
流動化	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者	550万円		2分の1 ※新規就農者の場合は 15分の11	・確実に取得が見込めるハウスであること ※本格的な耕作を開始しているハウスを除く ・自己が経営する既存ハウスは継続利用すること	個人	四万十町 農林水産課

申請共通要件

- 野菜、果樹、花きの栽培を目的とする施設であること※育苗・機械室等は補助対象外
- 施設の耐用年数以上の利用権設定がされる農用地であること
- 園芸施設共済等の保険に加入すること
- ハウス内に環境測定装置を導入すること
- IoPクラウド「SAWACHI」を利用登録を行い、申請するほ場の環境データをSAWACHIに接続すること
- 受益者及びその経営している農地が地域計画のうち目標地図に位置付けられていること、又は施年度中に位置付けられることが確実であること

相談期日

令和8年8月28日（金）まで

お問い合わせ先

四万十町役場農林水産課 担当：武田 直樹 TEL：22-3113
 J A 高知県高西営農経済センター 営農指導課 TEL：22-5179
 J A 高知県北幡営農センター TEL：28-5225